

政府統計共同利用システム基本規程

平成 20 年 3 月 31 日
統計調査等業務最適化推進協議会決定
平成 25 年 2 月 7 日 改定
平成 30 年 1 月 4 日 改定
令和 3 年 12 月 20 日 改定
令和 4 年 12 月 21 日 改定

(基本規程の目的)

第 1 条 政府統計共同利用システム基本規程（以下「本規程」という。）は、政府統計共同利用システムの運営に関する原則を定めるとともに、同システムの運営に係る関係機関の相互関係を明らかにし、及び関係機関が遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「政府統計共同利用システム」とは、下表に掲げるサブシステムで構成する「統計調査等業務の業務・システム最適化計画(平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)」連絡会議決定。以下「最適化計画」という。)に基づき整備された各府省共同利用型システムであり、本規程に定める運用管理機関が運用管理するシステムをいう。

表 政府統計共同利用システムを構成するサブシステム

サブシステム名	機能の概要
標準地域コード管理システム	市区町村の廃置分合等情報、名称変更情報及び境界変更情報並びに法令で定める市の区分及び標準地域コードを管理し、統計調査時点その他任意の時点における市区町村及び各時点の変遷を把握するための機能を備える。
事業所母集団データベース	事業所・企業の母集団情報を整備し、各府省等からの申請に基づき母集団情報を提供するとともに、各府省が行う調査対象者の重複是正を支援し、実施した統計調査の調査履歴を管理するための機能を備える。
調査項目データベース	基幹統計調査に用いる調査項目及び調査票情報を収録し、調査項目の定義情報等のメタデータを検索するためのシステムとして、調査項目メタデータ管理機能、調査票情報管理機能及び調査項目・調査票情報提供機能を備える。
政府統計オンライン調査総合窓口（オンライン調査システム）	政府等において行われる国民、企業等を対象とする各種の統計調査について、現行の調査方式（調査員調査、郵送調査等）と併用又は代替が可能なオンライン調査に用いる各府省共同利用型のシステムとして各種機能を備える。
調査員管理システム	調査員の情報の管理等を行うシステムとして各種機能を備える。
認証システム	政府統計共同利用システムにおける認証機能及び認証に必要な情報の管理を一元的に行う共通のシステムとして各種機能を備える。
統計表管理システム	利用機関が公表する統計表について、当該統計表に係るスプレッドシート等のファイルを一元的に蓄積、管理し、政府統計の総合窓口(e-Stat)及び各府省のホームページを通じて一般利用者に提供するシ

サブシステム名	機能の概要
	システムとして、提供分類設定機能、統計表管理機能、統計表一覧ダウンロード機能等の機能を備える。
統計情報データベース	基幹統計等を一元的にデータベース化し、インターネットを通じ、データ抽出、統計表表示、グラフ作成、データのダウンロード等の機能を一般利用者に提供できるシステムとして、統計表情報管理機能、データベーステーブル作成機能、統計情報データベース管理機能等の機能を備える。
地域統計分析システム	都道府県及び市区町村について、統計データによる時系列表示や地域間比較等の地域分析、地域の特性の把握をインターネット上で行えるシステムとして、提供機能を備える。
統計地理情報システム	各種の統計情報を地図上に表示することによって統計情報の地理的な表示、分析を可能にするシステムとして、提供機能を備える。
統計分類データベース	「日本標準産業分類」、「日本標準職業分類」及び「日本標準商品分類」並びに「疾病、傷害及び死因分類」、「疾病分類」及び「死因分類」等を検索することを目的とする知識共有型データベースとして、提供機能及びデータ管理機能を備える。
政府統計の総合窓口（e-Stat）	政府統計に係る情報提供体系の総合的な窓口（ポータルサイト）として、一般利用者に分かりやすい分類に整理した各種のコンテンツで構成するほか、データ検索機能、アンケート機能、ユーザ認証機能、マイページ機能等の機能を備える。
利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）	政府共通ネットワーク及び総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて政府統計共同利用システムの各システムを利用する利用機関、地方公共団体等の利用者に対する総合的な窓口として、ポータル機能及び掲示板機能を備える。
統計メタデータレジストリ	利用機関が登録するメタデータを一元的に蓄積、管理、提供するシステム。メタデータ管理機能、データ連携機能、メタデータ公開機能等の機能を備える。
オンサイト利用システム	情報セキュリティが確保された環境において、調査票情報を用いた独自の集計・分析を行うことを目的として、調査票情報提供機能、簡易集計機能等を備える。

二 「政府統計共同利用センター」とは、一般利用者、利用機関等利用者が第一号の表に掲げるサブシステムで提供するサービスを利用できるよう運用管理機関が整備する基盤、施設等をいう。

三 「サービス」とは、運用管理機関が行う、第一号の表に掲げるサブシステムによる各種情報及び機能の提供、提供する情報のメンテナンス、利用機関等利用者への支援、政府統計共同利用センターの保守・運用その他必要な作業等を一体として実施することをいう。

四 「運用管理機関」とは、政府統計共同利用システムの運用管理全般を行う機関をいう。

五 「利用機関」とは、次の①又は②に該当する機関をいう。

① 構成府省 「統計調査等業務最適化推進協議会について」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の 2 の構成員に掲げる府省

② 承認機関 ①を除く政府共通ネットワークの利用機関、総合行政ネットワークの参加団体及び広域的なネットワークを介して政府共通ネットワークと接続することが認められている国の機関で、政府統計共同利用システムの利用料金を負担して利用機関となることについて統計調査等業務最適化推進協議会（以下「協議会」という。）の承認を得た機関

六 「政府統計共同利用システムサービス提供約款」とは、運用管理機関と利用機関との契約を締

結するに当たり必要となる、運用管理機関が提供するサービスの内容を示した約款である。

七 「利用料金」とは、政府統計共同利用システムによるサービスを利用するための料金をいう。

(運用管理機関)

第3条 政府統計共同利用システムの運用は、同システムが国民、企業等の秘密を含む調査票の情報や市場に影響を与える公表前の統計情報を取り扱うため、公益性及び公平性を有する機関による責任ある安定的な管理が必要であること、最適化計画に基づき従前より政府統計共同利用システムの運用管理全般を行っており、ノウハウの蓄積があることから、独立行政法人統計センターを運用管理機関とする。

(運営に係る費用)

第4条 政府統計共同利用システムの運営に係る費用は、構成府省及び承認機関が負担する利用料金等により措置する。

- 2 構成府省の利用料金は、協議会において定める。
- 3 承認機関の利用料金は、協議会の意見を踏まえて、運用管理機関において定める。

(構成府省におけるサービスの利用)

第5条 構成府省は、政府統計共同利用システムサービス提供約款に掲げる運用管理機関が提供するサービスを受けることができる。

- 2 構成府省における政府統計共同利用システムの利用に当たっては、総務省が運用管理機関との間で一括して政府統計共同利用システムサービス提供約款に掲げる事項を主たる内容とする契約を締結するものとする。

政府統計共同利用システムサービス提供約款の内容を定め、又は改定する場合は、協議会において協議するものとする。

(承認機関におけるサービスの利用)

第6条 第2条の五の②に規定する機関が、運用管理機関が提供するサービスの利用を開始しようとする場合は、あらかじめ協議会の議長に文書で申し出なければならない。

- 2 協議会の議長は、前項の申出があったときは、当該申出に対する承認の可否について、協議会に諮り、承認を受けなければならない。
- 3 承認機関が、運用管理機関が提供するサービスの利用を開始するに当たっては、あらかじめ運用管理機関との間で契約を締結しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、承認機関が利用機関サービスの利用をやめようとする場合について準用する。

(情報セキュリティ確保の原則)

第7条 運用管理機関は、政府統計共同利用システムの情報セキュリティを確保するため、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群、運用管理機関の情報セキュリティポリシーその他の別途定める情報セキュリティに係る規程等に基づき、秘密の保持その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 各利用機関は、政府統計共同利用システムの各機能を利用するに当たっては、利用機関が遵守すべき事項を定めた同システムの情報セキュリティに係る規程類、各利用機関の情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保するための適切な対応を行うものとする。

(相互協調の原則)

第8条 各利用機関及び運用管理機関は、政府統計共同利用システムの円滑かつ適切な運用を図るため、運用管理上必要な連絡、緊急時の迅速な対応等について相互に協調しなければならない。

(運用管理機関の責務)

第9条 運用管理機関は、政府統計共同利用システムサービス提供約款に掲げる各種サービスの提供その他実施することとされている業務を円滑に行わなければならない。

- 2 運用管理機関は、政府統計共同利用システムの運用管理の適正かつ円滑な実施を図るため、第7条第1項に定める情報セキュリティに係る規程等のほか、運用管理機関及び利用機関が遵守すべき必要な規程類(同システムの運用管理又は利用に必要な手順書等を含む。以下同じ。)の整備を行うとともに、これらの規程類を遵守して運用管理を行わなければならない。

運用管理機関が整備する規程類のうち、利用機関が遵守すべき事項を定めるものについては、協議会に諮るものとする。これらの規程類を改定する場合も同様とする。

- 3 運用管理機関は、政府統計共同利用システムを構成する各サブシステムについて、原則として、年間を通じ24時間運用を行わなければならない。
- 4 運用管理機関は、利用機関の職員が政府統計共同利用システムの各機能を円滑に利用できるよう、必要な研修その他の支援を実施しなければならない。
- 5 運用管理機関は、独自の創意工夫及び経営努力を通じ、政府統計共同利用システムの運用管理に係る業務の効率化及び経費の低減に努めるものとする。
- 6 運用管理機関は、第4条の政府統計共同利用システムの利用料金等について、同システムのサービスに係る用途以外に使用してはならない。
- 7 運用管理機関は、政府統計共同利用システムの仕様書(要件定義書)、設計書及びソフトウェアプログラムを適正に管理しなければならない。

(利用機関の責務)

第10条 利用機関は、政府統計共同利用システムを利用するに当たっては、第7条第2項に定めるもののほか、前条第2項に基づき運用管理機関が定める規程類のうち利用機関に求める事項を遵守しなければならない。

- 2 利用機関が、法定受託事務又は業務委託として政府統計共同利用システムを地方公共団体等又は民間事業者を利用させる場合には、同システムの利用機関が遵守すべき事項を定めた情報セキュリティに係る規程等に従わせるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 利用機関は、統計データ及び調査票情報の政府統計共同利用システムへの登録に当たり、データ整備に関する方針等に基づいた対応を行わなければならない。

(総務省の責務)

第11条 総務省は、政府統計共同利用システムの適正かつ円滑な運用管理を図るため、運用管理機

関との間で連絡・調整を密に行わなければならない。

- 2 総務省は、政府統計共同利用システムに係る重要な事項に関し、利用機関その他関係する機関等との間で総合的な調整に努めなければならない。

(システムの改修及び機能拡充)

第 12 条 運用管理機関は、各利用機関からの要望、情報通信技術の進展等の状況の変化等に対応するため、総務省と調整し、同システムの改修及び機能拡充を行うものとする。

- 2 前項の改修及び機能拡充を実施した場合には、総務省は、協議会に報告するものとする。

(利用機関固有の事情によるシステム対応等)

第 13 条 各利用機関固有の業務を遂行するために、政府統計共同利用システムの改修、機能拡充、各種設定の変更等の必要がある場合には、協議会において協議するものとする。

- 2 前項の対応を行う場合に必要となる経費については、原則として、当該利用機関が負担するものとする。

(政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者の設置)

第 14 条 政府統計共同利用システムに係る各利用機関と運用管理機関との間の連絡・調整等を行うとともに、各利用機関内の連絡・調整等を行うため、各利用機関に「政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者」(以下「連絡担当者」という。)を置く。

- 2 連絡担当者は、正担当者及び副担当者各一名ずつとする。
- 3 各利用機関は、運用管理機関が別途定める方法により、連絡担当者の登録及び変更を行う。

(政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議の設置)

第 15 条 政府統計共同利用システムの運用管理に関し、利用機関と運用管理機関との間で円滑な連絡・調整等を行うとともに、同システムの利便性向上に資するため、「政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議」(以下「担当者会議」という。)を置く。

- 2 担当者会議の構成員は、各利用機関の正担当者及び運用管理機関の担当で構成する。
- 3 担当者会議の庶務は、総務省の協力を得て、運用管理機関において処理する。
- 4 前各項に掲げるもののほか、担当者会議の運営に関し必要な事項は、担当者会議において定める。

附則（令和3年12月20日改定）

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

本規程は、令和5年1月1日から施行する。ただし、オンサイト利用システムは、令和5年4月1日から適用する。

政府統計共同利用システムサービス提供約款

平成 20 年 3 月 31 日

平成 30 年 1 月 4 日改定

令和 3 年 12 月 20 日改定

令和 4 年 12 月 21 日改定

第 1 目的等

「政府統計共同利用システムサービス提供約款」（以下「本約款」という。）は、政府統計共同利用システムの運用管理機関である統計センターが提供する同システムのサービスに関し、当該サービスの提供内容及び政府統計共同利用センターの運用・保守その他の独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が行う同システムの運用管理について定めるものである。

第 2 用語の意義

本約款における用語の意義は以下のとおりである。

1 政府統計共同利用システム

「政府統計共同利用システム基本規程」（平成 20 年 3 月 31 日統計調査等業務最適化推進協議会決定。以下「基本規程」という。）第 2 条第一号に規定するシステムをいう。

2 政府統計共同利用センター

基本規程第 2 条第二号に規定する施設等をいう。

3 サービス

基本規程第 2 条第三号に規定するサービスをいう。

4 利用機関

基本規程第 2 条第五号に規定する利用機関をいう。

5 経由機関

利用機関がオンライン調査に関係するサブシステムを利用してオンライン調査を実施するに当たり、調査員等との連絡・調整等を行う地方公共団体等の機関をいう。

6 一般利用者

インターネットを通じ提供している政府統計共同利用システムの各サブシステムを利用する国民、企業等をいう。

7 オンサイト利用者

オンサイトを利用する行政機関の職員、大学の研究者等をいう。

8 利用機関連絡担当者

基本規程第 14 条第 1 項に基づき各利用機関内に置かれる連絡担当者をいう。

9 政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議

基本規程第 15 条第 1 項に基づき置かれる会議をいう。

第3 サービス

統計センターが行うサービスの内容等は、以下のとおりとする。

1 各種情報及び機能の提供

統計センターは、政府統計共同利用センターを通じ、政府統計共同利用システムの利用者に対し、基本規程第2条第一号の表に掲げるサブシステムの各機能を提供する。各サブシステムの主要機能は表1のとおりである。

表1 サブシステムで提供する主要機能一覧

サブシステム名	主要機能
標準地域コード管理システム	一般利用者及び利用機関に対し、以下の機能を提供する。 ① 標準地域コード情報検索機能 ア 標準地域コード等検索機能 イ 廃置分合情報等検索機能
事業所母集団データベース	利用機関等に対し、以下の機能を提供する。 ① 統計調査実施予定機能 ② 母集団利用申請及び提供機能 ③ 進捗状況一覧表示機能
調査項目データベース	一般利用者及び利用機関に対し、以下の機能を提供する。 ① 調査項目・調査票情報提供機能 ア 調査票別検索機能 イ 調査項目別検索機能 ウ 調査項目メタデータ参照機能
政府統計オンライン調査総合窓口（オンライン調査システム）	一般利用者、利用機関及び経由機関に対し、以下の機能を提供する。 ① オンライン調査機能 ア 電子調査票のダウンロード機能 イ 回答データ（一括）送信機能 ウ パスワードの再発行機能 エ 回答データの更新機能 オ データのプレ・プリント機能 カ アンケート機能 キ 調査対象者の認証機能 ② 経由機関機能 ア 経由機関情報の管理機能 イ 電子調査票情報の管理機能 ウ 受付状況の管理機能 エ データの管理機能 オ 特定帳票の作成機能 カ 業務処理の完了連絡機能 ③ 調査実施機関機能 ア 統計調査情報の管理機能 イ 経由機関情報の管理機能 ウ 電子調査票情報の管理機能 エ 調査対象者情報の管理機能 オ プレ・プリント情報の管理機能 カ 受付状況の管理機能

サブシステム名	主要機能
	キ データの管理機能 ク 特定帳票の作成機能 ケ 業務処理の完了連絡機能 コ 自動連携機能 サ 利用機関 API 機能 シ 一斉メール送信機能 ス 電子調査票作成ツール機能
調査員管理システム	利用機関及び経由機関に対し、以下の機能を提供する。 ① 調査員情報の管理機能 ア 調査員情報の管理機能 イ 調査員情報のダウンロード機能
認証システム	利用機関及び経由機関に対し、以下の機能を提供する。 ① 利用機関認証機能 ② 利用機関認証情報の管理機能
統計表管理システム	利用機関に対し、以下の機能を提供する。 ① マスタ管理機能 ア 政府統計情報マスタ管理機能 イ 提供分類マスタ管理機能 ② 統計表管理機能 ア 統計表（情報）管理機能 イ 確定機能 ウ 公開処理機能 エ 統計情報データベース連携機能 ③ 利用実績取得機能 ④ 自動連携機能 ⑤ 利用機関 API 機能
統計情報データベース	利用機関に対し、以下の機能を提供する。 ① 収録用統計表情報管理機能 ア 収録統計表管理機能 イ パラメータファイル検証機能 ウ フォーマット変換機能 ② データベーステーブル管理機能 ア データベーステーブル管理機能 イ データベーステーブル表示機能 ウ 公開処理機能 ③ パラメータファイル管理機能 ④ メタデータファイル管理機能 ⑤ 統計情報データベーステスト機能 ⑥ 自動連携機能 ⑦ 利用機関 API 機能 ⑧ 利用実績取得機能 ⑨ 一括登録機能
地域統計分析システム	一般利用者に対し、以下の機能を提供する。 ① 提供機能 ア データ項目選択機能 イ データのダウンロード機能 ウ 項目定義集

サブシステム名	主要機能
	エ 統計表表示機能 オ グラフ表示機能
統計地理情報システム	一般利用者及び利用機関に対し、以下の機能を提供する。 ① 提供機能 ア 地理情報表示・操作機能 イ インポート機能 ウ 統計グラフ作成機能（エリア集計、面積按分集計等） エ エリア作成・登録機能 オ プロット登録機能 カ ユーザ管理機能 キ レポート出力機能 ク エクスポート機能 ケ API 機能 コ ダウンロード機能（統計データ、境界データ） サ 精微な背景地図の提供 ② 確認サイト機能
統計分類データベース	一般利用者に対し、以下の機能を提供する。 ① 提供機能 ア 検索機能 イ ダウンロード機能 ウ 改定の概要表示機能
政府統計の総合窓口（e-Stat）	一般利用者及び利用機関に対し、以下の機能を提供する。 ① データ検索機能 ア 検索条件・キーワード検索 イ 検索結果一覧表示 ウ 問合せ・概要表示 ② 統計表ファイル提供 ③ 統計情報データベース提供 ア 統計表表示機能 イ グラフ作成機能 ウ ダウンロード機能 ④ 地域別統計データベース（社会・人口統計体系） ⑤ 統計関係リンク集 ⑥ 公表予定 ⑦ 統計データ新着情報 ⑧ 新着情報配信サービス ⑨ アンケート機能 ア アンケート実施 イ アンケートフォーム作成 ウ 集計等機能 ⑩ マイページ機能 ⑪ ヘルプ・問合せ ⑫ API・LOD 機能
利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）	利用機関及び経由機関に対し、以下の機能を提供する。 ① ポータル機能 ア お知らせ機能

サブシステム名	主要機能
	イ シングルサインオン機能 ② 掲示板機能 ア 掲示板管理機能 イ 掲示板表示機能 ウ 検索機能 ③ 統計担当者用ページ機能
統計メタデータレジストリ	一般利用者及び利用機関に対し、以下の機能を提供する。 ① メタデータ管理機能 ア メタデータ登録・更新機能 イ メタデータ表示・取得機能 ウ 確定・公開承認機能 ② データ連携機能 ③ メタデータ公開機能
オンサイト利用システム	オンサイト利用者に対し、以下の機能を提供する。 ① 調査票情報の提供機能 ② 調査票情報の簡易集計機能 利用機関に対し、以下の機能を提供する。 ① 調査票情報の管理機能

2 各サブシステムの運用管理及び利用機関等との連絡・調整等

統計センターは、基本規程第2条第一号の表に掲げるサブシステムについて、その運用管理及び運用管理に係る利用機関等との連絡・調整その他必要な業務を行う。

主要な業務内容は、表2に掲げるとおりである。なお、表2に掲げる業務のほか、必要に応じ、各サブシステムの運用管理等に係る対応を行う。

表2 サブシステムの運用管理等主要業務一覧

サブシステム名	主要業務内容
標準地域コード管理システム	① 各種情報等のメンテナンス ア 官報の廃置分合等情報を用いた廃置分合等情報の登録、更新及び削除 イ 標準地域コード官報告示情報を用いた標準地域コードの登録、更新及び削除 ② 利用機関等との連絡・調整等 ア 本サブシステムの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
事業所母集団データベース	① 各種情報等のメンテナンス ア 調査結果、行政記録情報等を用いた母集団情報の登録、更新及び削除 イ 市区町村の廃置分合、郵便番号情報等を用いた所在地情報等の登録及び更新 ウ 各種マスタの登録及び更新 エ 重複是正チェック オ 調査回数の登録等 ② 利用機関等との連絡・調整等

サブシステム名	主要業務内容
	<p>ア 母集団情報の利用申請及び抽出に係る利用機関等への必要な支援</p> <p>イ その他事業所母集団データベースの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）</p>
調査項目データベース	<p>① 各種情報等のメンテナンス</p> <p>ア 定義単位項目情報の登録、更新及び削除</p> <p>イ 分類情報の登録、更新及び削除、分類情報の紐付け</p> <p>ウ 調査票情報の登録、更新及び削除</p> <p>エ 調査項目情報の登録、更新及び削除</p> <p>オ 回答項目情報の登録、更新及び削除</p> <p>② 利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 調査項目データベースの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）</p>
政府統計オンライン調査総合窓口（オンライン調査システム）	<p>① 各種情報等のメンテナンス</p> <p>ア 利用機関から提供される電子調査票情報の登録、更新及び削除</p> <p>イ お知らせ情報の登録、更新及び削除</p> <p>② 利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 政府統計オンライン調査総合窓口の各機能により必要な各種データの登録等を行う場合等における利用機関等への必要な支援</p> <p>イ 電子調査票の作成支援 利用機関が電子調査票を作成する場合における技術的な助言等の支援</p> <p>ウ 経由機関に対する操作説明会等の実施支援 利用機関がオンライン調査を実施するに当たり、オンライン調査を担当する利用機関及び経由機関を対象とした操作説明会を開催する場合における政府統計オンライン調査総合窓口に係る説明等の支援</p> <p>エ その他政府統計オンライン調査総合窓口の運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）</p>
調査員管理システム	<p>① 利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 調査員管理システムの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）</p>
認証システム	<p>① 各種情報等のメンテナンス</p> <p>ア 利用機関マスタ、課室マスタ、システムマスタ、統計分野マスタ及び政府統計マスタの登録及び更新</p> <p>イ 利用機関管理者ユーザIDの発行、更新及び削除</p> <p>② 利用機関等との連絡・調整等</p> <p>ア 利用機関等が、認証システムの各機能により必要な各種データの登録等を行う場合等における利用機関等への必要な支援。</p>

サブシステム名	主要業務内容
	イ その他、認証システムの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
統計表管理システム	① 各種情報等のメンテナンス ア 集計地域マスタの登録、更新及び削除 ② 利用機関等との連絡・調整等 ア 利用機関が、統計表管理システムの各機能により統計表等各種データの登録等を行う場合等における利用機関への必要な支援 イ その他統計表管理システムの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
統計情報データベース	① 利用機関等との連絡・調整等 ア 利用機関が、統計情報データベースの各機能により、メタデータテーブル等各種データの登録、統計表管理システムで格納された統計表の関連付け等を行う場合等における利用機関への必要な支援 イ その他統計情報データベースの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
地域統計分析システム	① 各種情報等のメンテナンス ア 項目定義・利用上の注意等の登録、更新及び削除 ② 利用機関等との連絡・調整等 ア 地域統計分析システムの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
統計地理情報システム	① 各種情報等のメンテナンス ア 行政界情報の登録 イ 統計情報登録 ウ 利用機関等から提供される境界データによる境界データの更新 エ ダウンロードデータの登録 ② 利用機関等との連絡・調整等 ア 統計地理情報システムの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
統計分類データベース	① 各種情報等のメンテナンス ア 統計分類の検索方法の設定 イ 統計分類データの登録、更新及び削除 ② 利用機関等との連絡・調整等 ア 統計分類データベースの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
政府統計の総合窓口（e-Stat）	① 各種情報等のメンテナンス ア 運用管理機関が担当する新着情報の登録、更新及び削除

サブシステム名	主要業務内容
	イ 類義語キーワードの追加、更新及び削除 ウ 運用管理機関に係るお知らせ情報の登録、更新及び削除 エ 運用管理機関に係るアンケートフォームの作成、登録、更新及び削除 オ リンク情報の登録、更新及び削除 カ 公表予定ファイルの修正及び削除 キ 統計関係情報の登録、更新及び削除 ② 利用機関等との連絡・調整等 ア 各種データの登録等を行う場合等における利用機関への必要な支援 イ API 等機能に関する利用者からの問合せ対応や技術支援 ウ その他 e-Stat の運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
利用機関総合窓口（業務ポータルサイト）	① 各種情報等のメンテナンス ア 掲示板の作成 イ お知らせの登録、更新及び削除 ② 利用機関等との連絡・調整等 ア 利用機関総合窓口の各機能により必要な各種データの登録、統計担当者用ページ、掲示板の開設等を行う場合等における利用機関等への必要な支援 イ その他利用機関総合窓口の運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
統計メタデータレジストリ	① 各種情報等のメンテナンス ア 統計共通のメタデータの登録、更新 ② 利用機関等との連絡・調整等 ア 利用機関が、統計メタデータレジストリの各機能により各種メタデータの登録等を行う場合等における利用機関への必要な支援 イ その他統計メタデータレジストリの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)ヘルプデスクで対応可能なものを除く。）
オンサイト利用システム	① 利用機関等との連絡・調整等 ア オンサイト利用システムの運用管理に係る利用機関等との連絡・調整等（5(1)のヘルプデスクで対応可能なものを除く。）

3 その他利用機関等との必要な連絡・調整等

表2に掲げる内容のほか、政府統計共同利用システムと各利用機関が個別に運用するシステムとの連携等を行う場合等において、当該利用機関と必要な連絡・調整等を行う。

4 政府統計共同利用センターの運用・保守等

統計センターは、政府統計共同利用センター内に設置するソフトウェア、ハードウェア及び関連する設備等の運用・保守並びにインターネット、政府共通ネットワークと接続されるネットワーク及び関係機器を対象としたセキュリティ監視を行う。

政府統計共同利用センターの運用・保守に当たっては、サービスレベルを設け、サービス水準の維持に努める。

5 利用者等への支援

(1) ヘルプデスク

① 内容等

統計センターは、ヘルプデスクを設け、政府統計共同利用システムの全般的事項及び各サブシステムに係る利用者（利用機関、経由機関及び一般利用者）からの問合せ等の受付、回答等を行う。

問合せの受付は、電話（原則、利用機関及び経由機関から）、電子メールにより行う。

問合せ等に対する回答を迅速に行うよう努める。統計センターで回答ができない問合せ等については、回答可能な機関に連絡するなどの必要な対応を行う。

② 問合せ等受付時間

問合せ等の受付時間は、以下のとおりとする。

- ・ 電話：月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く） 9：00～20：00
- ・ 電子メール：原則として24時間

なお、各利用機関固有の業務を遂行するために、問合せ等を上記時間外にも受け付ける必要がある場合は、その対応に必要な経費を当該利用機関が負担するものとする。

(2) 説明会等の開催

統計センターは、以下のとおり、政府統計共同利用システムの全般的事項及び各サブシステム等に係る説明会等を開催する。

① 利用機関を対象とした操作説明会の開催

各サブシステムの利用方法等について、利用機関を対象とした操作説明会を毎年開催する。

② 利用機関等からの要請による説明会等の開催

利用機関等からの要請があった場合、説明会等を開催する。

③ その他説明会等の開催

①及び②のほか、必要に応じ、政府統計共同利用システムの説明会等を開催する。

6 システムの改修・機能拡充等

統計センターは、利用機関から、各サブシステムの操作性についての意見・要望の聴取等を行い、操作性向上のための改修・機能拡充等の必要な対応を行う。

また、情報通信技術の進展等状況の変化等に対応するため、原則として、政府統

計共同利用システムの運用管理に係る予算の範囲内において、改修・機能拡充等の必要な対応を行う。

改修・機能拡充等の実施に当たっては、あらかじめ総務省と必要な調整を行う。

第4 関係規程等の整備等

統計センターは、適正かつ円滑なサービス提供及び政府統計共同利用センターの適正かつ円滑な運用管理等を行うため、表3に掲げる規程及び政府統計共同利用システムの運用管理又は利用に必要な手順書等を整備するとともに、運用管理の状況に応じ、改定等必要な対応を行う。

規程等のうち、利用機関が遵守すべき事項については、「統計調査等業務最適化推進協議会」での調整結果を踏まえた整備、必要な改定等を行う。

表3 関係規程

規程名	概要
政府統計共同利用システム運用管理規程	運用管理機関が実施する政府統計共同利用システムの運用保守について、情報セキュリティ対策、作業内容、手順等を定めたもの。
政府統計共同利用システム利用要領	政府統計共同利用システムの利用者が遵守すべき、情報セキュリティ対策、手続き等を定めたもの。

第5 連絡・調整等体制

1 運用管理機関の連絡・調整体制

統計センターは、サービスの提供及び政府統計共同利用センターの運用管理を行うに当たり必要となる利用機関との連絡・調整を行うための体制を構築し、各利用機関に提示する。体制に変更が生じた場合には、速やかに各利用機関に提示する。

2 利用機関の連絡・調整体制

統計センターは、基本規程第14条に基づき各利用機関が設置する連絡担当者について、迅速な連絡・調整等が行えるよう、政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者一覧を作成し、これを適正に管理する。

3 政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議

統計センターは、基本規程第15条に基づき設置する「政府統計共同利用システム利用機関連絡担当者会議」（以下「担当者会議」という。）の庶務を行う。

第6 障害時の対応

1 統計センターは、政府統計共同利用センター又は各サブシステムに障害が発生した場合、速やかに障害復旧のための必要な措置を講ずる。

また、障害発生時及び障害復旧後、利用機関に対し速やかに連絡を行う。

- 2 統計センターは、障害の原因を究明し、再発防止策等の措置を講ずる。

第7 運用管理状況の報告等

1 利用機関への報告

統計センターは、各サブシステムの利用状況、政府統計共同利用センター及び各サブシステムの障害発生・対応の状況等について、毎年1回、担当者会議に報告する。

2 総務省への報告

統計センターは、総務省に対し、運用管理に係る各種報告を行う。

第8 運用管理計画の作成

統計センターは、毎年度の運用管理計画を作成し、担当者会議に提示する。

統計センターは、運用管理計画の作成に当たっては、各サブシステムの利用予定、説明会等の開催希望等について、あらかじめ利用機関に照会を行う。

第9 その他

1 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群等への遵守

統計センターは、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」、「統計センター情報セキュリティポリシー」その他関係規程等に基づき、情報セキュリティに関する必要な対応を行う。

2 セキュリティ監査の実施

統計センターは、毎年1回、政府統計共同利用センターのセキュリティ監査を実施する。

3 その他

統計センターは、本約款に掲げる事項のほか、最適化計画及び基本規程の趣旨に沿って、総務省と連携し、政府統計共同利用システムの運用管理に係る必要な業務を行う。

附則（令和 3 年 12 月 20 日改定）

本約款は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

本約款は、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。ただし、オンサイト利用システムは、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。